

山梨県公報

第二千六百三十八号

平成二十八年

九月二十六日

月 曜 日

目次

告 示

- 救急病院等の認定……………七九三
- 家畜伝染病の発生……………七九三
- 土地改良区の定款の一部変更の認可……………七九三
- 道路の区域変更……………七九三
- 道路の供用開始……………七九四
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………七九四
- 落札者の決定について……………七九四
- 教育委員会……………七九四
- 非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令……………七九四
- その他……………七九四
- 審理の開始……………七九五

告 示

山梨県告示第三百六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年九月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院	都留市四日市場百八十八番地

二 認定期限 平成三十一年九月二十日

山梨県告示第三百七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十八年九月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患者	一	南都留郡 富士河口 湖町富士ヶ嶺	平成二十八年九月十二日

山梨県告示第三百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十八年九月十六日両村堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十八年九月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第三百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 雨畑大島線
- 三 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町雨畑字大久保山五一〇番二地先から南巨摩郡早川町雨畑字大久保山五一〇番二地先まで	一五・二、二一・四	一〇・三、一四・八		七・九

山梨県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十八年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	甲府市梯町字割畑五九二番一地从先から西八代郡市川三郷町下芦川字地藏堂四二番地先まで	一一六・九	平成二十八年九月二十六日

山梨県告示第三百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十八年九月十五日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市藤田字双柳二千五百四十六番七
- 三 指定道路の幅員 最大幅員六・一二メートル 最小幅員六・〇五メートル
- 四 指定道路の延長 六十三・四〇メートル

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年九月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 財務会計システム用機器等
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年八月二十三日
- 四 落札者の名称及び住所
 - (一) 名称 株式会社J E C C
 - (二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 八千九百二十一万二千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年七月十四日

教育委員会

山梨県教育委員会訓令第第六号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 学 校
公 立 小 学 校
公 立 中 学 校

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年九月二十六日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程（昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「二、七八〇円」を「二、七九〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四五〇円」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年十月一日から施行する。

そ の 他

● 審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条の規定による審理を次のとおり開始する。

平成二十八年九月二十六日

山 梨 県 収 用 委 員 会

一 起業者名称 山梨県

二 収用事件名 一般国道百四十号改築工事（西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力字寺之前地内から同市大字万力字相干場地内まで及び同市大字東字荒神山地内から同市大字東字下河原地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

三 審理の期日 平成二十八年十月六日（木）午後一時から

四 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二〇一会議室

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番